

シクロピラニルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和7年1月29日～令和7年2月27日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
発がん性が認められても、「腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能である」としていますが、「腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く」とした根拠・基準はあるのでしょうか？	本剤の評価においては、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で精巣間細胞腫の発生頻度の有意な増加並びに睪島細胞腺腫及び腺癌の発生頻度の増加傾向、雌で子宮角腺癌の発生頻度の有意な増加が認められ、マウスを用いた78週間発がん性試験において、雄で肝細胞腺腫の発生頻度の有意な増加が認められましたが、本評価書33頁等に記載のとおり、原体等を用いた遺伝毒性試験については全て陰性であったことから、遺伝毒性はないものと考えられ、腫瘍の発生機序はいずれも遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えます。

※頂いたものをそのまま掲載しています。